

# 支え合いながら共に生きる社会へ



障がいのある方もない方も、互いに認め合い、尊重し、支え合いながら、共に生きる社会を実現するためには、障がい者福祉に理解と関心を深めることが大切です。

障がいのある方もない方も、互いに認め合い、尊重し、支え合いながら、共に生きる社会を実現するためには、障がい者福祉に理解と関心を深めることが大切です。

### \*社会的障壁

社会の中で利用しにくい施設や制度、障がいのある方の存在を意識していない慣習・文化、障がいのある方への偏見など

### 私たちにできること

#### 授産製品を利用しよう

障がい者施設で作られた製品（授産製品）を、市内2カ所で定期的に販売しています。障がいのある方の社会参加を促進するため、授産製品を積極的に利用しましょう。

#### ○福祉の店

- ▶とき 月曜日 11時～14時（祝日の場合は翌日に営業）
- ▶ところ 市役所本庁舎市民ロビー

#### ○ラウンジミュウ

- ▶とき 月～金曜日 11時～14時（祝日を除く）
- ▶ところ 総合保健福祉センター

#### 補助犬を理解しよう

補助犬（身体障害者補助犬）とは、目や耳、手足の不自由な方を助けるために訓練された、盲導犬、聴導犬、介助犬のことです。

補助犬は、障がいのある方の大切なパートナーです。公共施設や公共交通機関、不特定多数の方が利用する施設などで、補助犬を同伴した方を見掛けるときは、理解と協力をお願いします。



#### 虐待かなと思ったら相談を

障がいのある方の権利や尊厳を守り、安定した生活を送ることができるよう、市は、虐待の通報や相談を受ける「市障がい者虐待防止センター」を設置しています。障がいのある方に対する虐待が疑われるときは、すぐに相談してください。

#### ○市障がい者虐待防止センター

##### 地区保健福祉センター内

●平	☎22-7457
●小名浜	☎54-2111
●勿来・田人	☎63-2111
●常磐・遠野	☎43-2111
●内郷・好間・三和	☎27-8691
●四倉・久之浜大久	☎32-2114
●小川・川前	☎83-1329

○お問い合わせ  
障がい福祉課  
支援係  
☎22-7485

## 事業者の皆さんへ 障がいを理由とした「不当な差別的取り扱い」が禁止され「合理的配慮」の提供が義務付けられました

本年4月に「障害者差別解消法（障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律）」が施行されました。

同法により、行政機関や事業者などに、障がいのある方に対する不当な差別的取り扱いが禁止され、合理的配慮の提供が義務付けられました（努力義務）。市でも同法を順守するため、職員対応要領を策定し、適切な対応に努めています。

障がいのある方もない方も、共に暮らせる社会を目指し、同法への理解を深めましょう。



手話通訳者の近くに障がいのある方の席を確保（市の事業での合理的配慮の例）

### 「不当な差別的取り扱い」とは

障がいのある方に対して、正当な理由なく、サービスの提供を拒否・制限したり、条件を付けたりするなど、障害のない方と違う取り扱いをすることです。

#### ○具体例

窓口の対応を拒否する



学校の受験や入学を拒否する



保護者や介助者が同伴しないと入店できない



### 「合理的配慮」とは

障がいのある方から、その方の障がいに配慮した対応を求められたときに、負担になり過ぎない範囲で対応に努めることです。

#### ○具体例

障がいのある方の障がい特性に応じて、座席を決める



意思を伝え合うために絵や写真、タブレット端末などを使う



段差がある場合に、スロープなどを使って補助する



☀ 障がい者週間に合わせて「第31回障がい者作品展」を、12月2日（金）～9日（金）の10時～18時（9日は14時まで）に、イトーヨーカドー平店で開催しますので、ぜひご来場ください。